

# 令和3年版環境白書

## 第2章 安全で安心できる生活環境の保全

### 2. 大気環境等の保全と対策

#### (1) 大気環境の監視、調査の推進

##### ② 光化学オキシダント注意報発令時等の迅速な対応

#### (1) 事業目的

知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、大気汚染防止法に基づき注意報等を発令し、一般に周知することとされています。

また、近年、微小粒子状物質（PM2.5）※1濃度の上昇が度々観測され、平成25年1月以降、県民の関心が高まってきたことから、環境省が平成25年3月に取りまとめた「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、指針値（日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えると予想される場合、県民に対し注意喚起を実施することとし、市町村、関係機関との連絡体制等を整備しています。

#### (2) 取組状況

令和2年度の注意報発令、注意喚起の実施状況は次のとおりです。

##### ① 光化学オキシダント

注意報の発令はありません。

##### ② 微小粒子状物質（PM2.5）

注意喚起の実施はありません。

### 《用語解説》

#### ※1 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。

PM2.5は、肺の奥まで入りやすく、肺がん・呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

#### 【担当課】

|           |              |
|-----------|--------------|
| 所属名       | 問い合わせ先       |
| (主) 環境政策課 | 0852-22-6379 |